

大阪地裁総第226号

令和4年2月21日

山中理司様

大阪地方裁判所長 宮崎英



司法行政文書不開示通知書

令和3年10月20日付け（同月21日受付）で申出があり、同日付けで補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

(1) 第74期司法修習につき、第1クールないし第3クールについては司法修習生の指導担当をしていたものの、所属部の配属替えの事情がないにもかかわらず、第4クールについては司法修習生の指導担当をしなくなった大阪地裁の裁判官が書いてある文書

(2) 第74期司法修習生に対するパワハラ行為に関する報告があった大阪地裁の裁判官の氏名が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

(1) 1の(1)の文書は、作成又は取得していない。

(2) 1の(2)の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすると今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法第5条第6号ニに相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

(担当) 総務課 電話06(6363)1281(内線4122)